

## 船橋市軽自動車税（種別割）の口座振替一時停止基準

（目的）

第1条 軽自動車税（種別割）の口座振替の開始の依頼をした原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）の納税義務者が課税客体の廃車又は名義変更の手続きが完了してもなお口座振替の停止の依頼をしないまま、一定の期間経過後に軽自動車等の再取得をした場合に、再度口座振替が開始されることによる納税義務者の混乱を回避するため、課税客体を所有していない納税義務者の口座情報を一時的に停止することで、適正な徴収と市民サービスの向上を図るものとする。

（対象者）

第2条 銀行より取引なしの通知がされた納税義務者及び、軽自動車税（種別割）の課税客体を所有しないまま、口座振替の停止の届出がされていない旧納税義務者。

（取引なしの場合）

第3条 銀行より取引なしの通知がされた納税義務者の口座については翌年度から口座振替を停止する。

（廃車又は名義変更の手続きが完了した場合）

第4条 軽自動車等の廃車又は名義変更の手続きが完了している納税義務者で口座振替の停止の依頼をしていない者については、軽自動車税（種別割）の賦課がされなかった翌年度から口座振替登録を一時的に停止する。

（停止解除の決定）

第5条 一時的に停止をしている口座について、納税義務者からの申出もしくは相当の理由があると認められた場合は停止を解除し、翌年度から口座振替を開始するものとする。

附 則

この基準は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

## 船橋市軽自動車税（種別割）の口座振替一時停止基準の解釈

### （目的）

第1条 軽自動車税（種別割）の口座振替の開始の依頼をした軽自動車等の納税義務者が課税客体の廃車又は名義変更の手続きが完了してもなお口座振替の停止の依頼がされないまま、一定の期間経過後に軽自動車等の取得をした場合に、再度口座振替が開始されることによる納税義務者の混乱を回避するため、課税客体を所有していない納税義務者の口座情報を一時的に停止することで、適正な徴収と市民サービスの向上を図るものとする。

### （対象者）

#### 第2条

銀行より取引なしの通知がされた納税義務者とは、口座引落後、口座の解約がされているために銀行から「取引なし」の理由で口座振替不能の通知があった者とする。

軽自動車税（種別割）の課税客体を所有しないまま、口座の停止の届出がされていない旧納税義務者とは以下のものとする。

船橋市に住民登録がある者

船橋市に住所がある法人

市外に住民登録があり船橋市内を定置場としている者

市外に住所があり船橋市内を定置場としている法人

### （取引なしの場合）

#### 第3条

口座引落後、口座の解約がされているために銀行から「取引なし」の理由で口座振替不能の通知があった者については、翌年度からの引落しを停止する。

### （廃車及び名義変更の手続きが完了した場合）

#### 第4条

軽自動車等の廃車又は名義変更の手続きが完了した後、軽自動車税（種別割）の課税客体の取得がなく翌年度の賦課もない場合は、賦課がかからなかった翌年度から口座振替を一時停止する。

(停止解除の決定)

第5条

一時的に停止している口座振替について、旧納税義務者からの申し出もしくは相当の理由があると認められた場合は停止を解除し、翌年度から口座振替を開始する。